

参 加
無 料

【2026年法改正対策】

労務の法改正ラッシュと

2026年税制改正の「重要実務」総まとめ

～「経営リスク」を洗い出し、「やるべきこと」を150分で総点検しましょう～

主催：(一社)板橋産業連合会

2026年も人事労務・税分野の法改正ラッシュが続きます。子ども・子育て支援金の徴収開始、議論が本格化する労働基準法の改正、年収の壁のさらなる引き上げを含む令和8年度税制改正――。「改正項目が多すぎて、優先順位がつけられない」「労務コスト増と税制改正、トータルで会社にどう影響するのか?」そんな経営者様・実務担当者様のために、今押さえるべき「法改正の最重要ポイント」を凝縮したセミナーです。

日 時 令和8年1月30日(火) 14:00~17:00

会 場 板橋産連会館 2階ホール 板橋区仲宿54-10 定 員 40名(先着順)

内 容

- 1.法改正の背景・法改正概要とスケジュール
- 2.施行日が確定している人事労務分野の改正と実務ポイント
 - ・健康保険の被扶養者の認定の見直し
 - ・医療保険各法の保険料に子ども・子育て支援金を含めての徴収開始
 - ・在職老齢年金の支給停止基準額
 - ・標準報酬上限の引き上げ
 - ・男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務化
 - ・障害者法定雇用率を2.7%に引き上げ
 - ・カスハラ対策・就活セクハラ防止措置が義務化
 - ・社会保険の適用拡大
 - ・技能実習制度を廃止し、育成労制度を創設
 - ・ストレスチェック義務の拡大
- 3.さらなる「年収の壁」の引き上げ 令和8年税制改正
 - ・令和8年度税制改正の概要・企業実務の対応スケジュールとポイント
- 4.労基法改正「働き方改革」5年後の見直し議論の方向性
 - ・時間外
 - ・休日労働時間の上限規制関連
 - ・労働時間の情報開示
 - ・法定労働時間週44時間の特例措置の廃止
 - ・テレワークと通常勤務の混在日にフレックスタイム制を可能に
 - ・休日・連続勤務規制(14連勤の禁止)「2週2休」で定期的な休日を確保、就業規則で法定休日の特定
 - ・勤務間インターバル・つながらない権利・年次有給休暇の賃金算定の原則・管理監督者の見直し
 - ・過半数代表者の選出方法や役割と事業者の便宜供与
 - ・副業・兼業の割増賃金の算定で主業・兼業先の労働時間を通算しない

講 師 紹 介

ほうじょう たかえ
北條 孝枝 氏

株式会社ブレインコンサル
ティングオフィス
・社会保険労務士
・メンタルヘルス法務主任者



会計事務所で長年に渡り、給与計算・年末調整業務に従事。また、社会保険労務士として数多くの企業の労務管理に携わる。実務に即したわかりやすい解説には定評があり、全国より多数のセミナー依頼がきている。また、顧問先への人事労務コンサルティングやアウトソーシングを通じて蓄積された実務ノウハウをもとに、すぐに業務で使える規程・書式を整えた「マイナンバー / ストレスチェック / 同一労働同一賃金/テレワーク実務安心パック」の開発にも参加。現場に即したコンサル、アドバイスにも定評がある。

貴社名		氏名	
所在地		E-mail	

上記記載欄をご記入の上、FAXまたはE-mailでお申込みください。

申込フォーム

申込
右の申込フォームからでもお申込みいただけます。

問合せ先：(一社)板橋産業連合会 03-3962-0131

FAX：3962-0133 Eメール：entry@itabashisanren.org

